

ニュースセンター

No. 367

発行 2009年12月10日

化審法の一部を改正する政令を閣議決定

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、化審法)施行令の一部を改正する政令等が2009年10月27日に閣議決定されました。

主な改正内容は、以下の通りです。

(1)「化審法施行令の一部を改正する政令」

- ・第一種特定化学物質として、新たにPFOS又はその塩等の12物質を追加指定。
- ・例外的に第一種特定化学物質の使用を認める用途として、PFOS又はその塩を使用する3用途を指定。など。

(2)「化審法施行令等の一部を改正する政令」

- ・一般化学物質及び優先評価化学物質について届出を求める閾値を1トン以上とする。

(3)「化審法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」

- ・改正法の施行期日を平成22年4月1日とし、改正附則第1条第3号に定める規定については、平成23年4月1日とする。

詳しくは下記記事「化審法の一部を改正する政令を閣議決定 環境省」をご覧ください。

資料 2009年10月27日付 環境省報道発表資料
クロマト分析箇所 会田祐司

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. カナダ保健省の通知
2. 社会福祉施設等における吹付け石綿等使用実態に係るフォローアップ調査結果について 厚生労働省
3. 石綿健康被害に係る医学的事項に関する検討会報告書について 環境省
4. UNEP水銀に関するアドホック公開作業グループ会合の結果を公表 環境省
5. 化審法の一部を改正する政令を閣議決定 環境省
6. WEEE・RoHS改正で質問 欧州連合理事会
7. 労働安全衛生規則の改正に係る意見募集について
8. 廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)に対する意見募集について
9. 廃掃法一部改正について 環境省
10. 食品中のカドミウムの規格基準の一部改正に関する意見募集について 厚生労働省



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

微量PCB汚染物の焼却実証試験 (第8回)の実施について 環境省

環境省は、全国3ヶ所において、微量PCB混入廃電気機器等の焼却実証試験を実施することを発表しました。

PCBを含有していないと思われていたrans等の中に、実際には微量のPCBが混入した絶縁油を含むものが大量に存在することが判明しています。そこで、環境省はこれらの処理体制の整備に向け、現在稼動中の産業廃棄物処理施設等において微量PCB混入廃電気機器等が安全かつ確実に処理できることを確認するため焼却実証試験を実施しています。

これまでに行われた7回の焼却実証試験の結果では、いずれにおいても試験試料が安全かつ確実に分解されたことを確認しています。

今回、第8回目として新たに全国3ヶ所で実施された焼却実証試験の内容は、以下の通りです。

- 1.期間 : ①平成21年11月18日～11月20日
②平成21年11月25日～11月27日
③平成21年12月1日～12月3日

2.内容 : 数10ppm程度のPCBを含む絶縁油を投入し、排ガス中のPCB濃度等を分析することで、これらが適正に処理されていることを確認。燃焼ガス850°C以上(③に関しては1,100°C以上)で2秒以上滞留させて実施。

当社では、絶縁油中のPCB分析について、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2009年11月10日付 環境省報道発表資料
クロマト分析箇所 神村悠介

<年末年始休業について>

誠に勝手ながら下記の期間休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

12月30日(水)～1月5日(火)



今すぐ、結果が知りたい！と思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まで
あなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。
まずは、お問合せください。